

# 勤務短縮か負担考え選択

## 非正規雇用への社会保険適用拡大

10月からの社会保険制度の改正で、パートタイマーなど短時間労働者への厚生年金と健康保険の適用範囲が拡大する。社会保険料は労使で折半するため、企業の年金・保険負担は増える半面、意欲のあるパートにより長く安心して働いてもらう契機にもなりうる。東京社会保険労務士法人の斎藤清二代表に、制度改正の内容と企業に求められる対応を聞いた。

東京社会保険労務士法人代表

斎藤 清二氏

—どのようにならぬか。10月からは従業員が501人以上の企業については、適用範囲が週20時間以上に引き下げられる。—  
「確かに、勤務時間が1年以上見込まれること、



約25万人のパート労働者などが新たに社会保険制度の対象になる

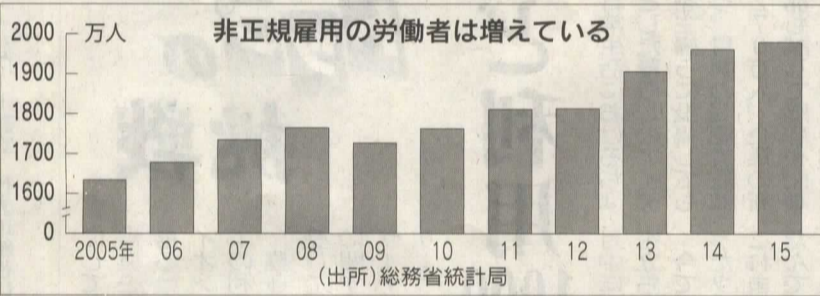
社会保険が適用されるパート労働者

現在

働く時間が週30時間以上

10月1日～(学生除く)

- ①働く時間が週20時間以上
- ②月収が8万8000円以上(賞与や残業代、交通費などは除く)
- ③雇用期間が1年以上見込まれる
- ④従業員が501人以上



月例賃金が8万8000円以上であることを満たせば、厚生年金や健康保険の新たな対象者に加わる。学生には適用されない。—制度改正の狙いを教えて下さい。—  
「社会保険の財源を確保することが大きい。適用範囲の対象を広げること、社会保険料の徴収額を増

### 小売・飲食業に影響大きく

—企業への影響はどうか。—  
「社会保険の加入者が増えれば、企業が払う社会保険料の負担も自動的に増えることになる。パートやアルバイトを多く雇う小売業や飲食業は特に影響が大きいだろう」

—対応策は。—  
「大きく分けて二つある。一つは従業員数を増やすことで一人ひとりの働く時間を減らして、社会保険料の負担を避けることだ。もう一つは社会保険料の負担分について、パートなどの労働生産性を高めることで吸収する方法だ」

### 加入の利点もきちんと説明

—社会保険制度の改正を踏まえ、企業はどんなことに注意すべきですか。—  
「従業員と今後の働き方についてしっかり相談する必要がある。制度が変わることを知らない人もいますので、まずは内容を説明したうえで、労働時間を減らすかどうかを考えてもらうようにする。毎月の手取り額が減るといふ理由だけで労働時間を減らすのは、原則個人と会社で折半する仕組みだ。新たに加わる人のうち、年間の所得が120万円以下の人は、社会保険料の負担が発生することに伴い、給与の手取り額がこれまでより低くなること」

「このため、勤務時間を週20時間未満に減らすなどして社会保険料の負担を回避するか、条件を変えずに働き続けるかを選ぶ必要が出てくる。負担を回避するのであれば、従業員501人未満の企業に転職する選択肢もある」



さいとう・せいじ 2011年社会保険労務士資格取得。12年より東京社会保険労務士法人に所属。国内の人事・労務に関する相談、給与計算、社会保険手続きのほか、海外進出企業に対する海外赴任者の労務管理などに対応。

「企業が社会保険料を負担する場合には、一人ひとりが勤務時間や勤務日数を延ばしてくれる効果が見込める。これまでは社会保険料を払わずにすむように勤務時間を週30時間未満に抑えていた人もいる。社会保険料を払うのであれば、勤務時間を延ばして所得を増やしたいという人も出てくるだろう」

—具体的な動きはありますか。—  
「アルバイトの無期雇用

「仕事の内容が複雑で教育に時間がかかることや、商品仕入れや商品管理などある程度経験しないと任せられないような仕事もある。従業員にはできる限り長く定着してもらう必要がある。企業は安心して働き続けられる仕組みを整えていくことが欠かせない」

「3年間新制度の様子をみながら、政府は従業員数が501人未満の企業に関しても、社会保険の適用範囲を広げる検討する。将来は拡大していくとみただ方がよく、今回は該当しない企業も早めに対応を考えていく必要がある」

「社会保険に加入するメリットを知らない人も多い。社会保険は将来の年金支給額の増加や出産、育児時の手当金や給付金、病气やケガで休まざるを得なくなった際の手当など、将来やもしもの時のリスクの備えに役立つ。こうした利点をきちんと説明し、企業と従業員双方が納得できる雇用契約を結ぶべきだ」

—社会保険の適用範囲がさらに広がる可能性は。—  
「3年間新制度の様子をみながら、政府は従業員数が501人未満の企業に関しても、社会保険の適用範囲を広げる検討する。将来は拡大していくとみただ方がよく、今回は該当しない企業も早めに対応を考えていく必要がある」